

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
省 略 用 語 例 この法令解釈通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。 措置法、(措法) ・ ・ ・ ・ ・ 租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 措置法令、(措令) ・ ・ ・ ・ ・ 租税特別措置法施行令 (昭和 32 年政令第 43 号) 措置法規則、(措規) ・ ・ ・ 租税特別措置法施行規則 (昭和 32 年大蔵省令第 15 号) 所得税法、(所法) ・ ・ ・ ・ ・ 所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 所得税法令、(所令) ・ ・ ・ 所得税法施行令 (昭和 40 年政令第 96 号) 所得税法規則、(所規) ・ ・ 所得税法施行規則 (昭和 40 年大蔵省令第 11 号) 通則法、(通法) ・ ・ ・ ・ ・ 国税通則法 (昭和 37 年法律第 66 号) 通則法令、(通令) ・ ・ ・ ・ 国税通則法施行令 (昭和 37 年政令第 135 号) 通則法規則、(通規) ・ ・ ・ 国税通則法施行規則 (昭和 37 年大蔵省令第 28 号) 所基通 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 所得税基本通達 (昭和 45 年直審(所)30) 居住者等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 租税特別措置法第 2 条第 1 項第 1 号の 2 に規定する居住者及び同項第 3 号に規定する国内に恒久的施設を有する非居住者をいう。 株式等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 租税特別措置法(以下「措法」という。)第 37 条の 10 第 3 項に規定する株式等をいう。 株式等に係る譲渡所得等の金額 ・ ・ ・ ・ 措法第 37 条の 10 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。 新規公開株式等に係る 2 分の 1 課税の特例 ・ ・ ・ 措法第 37 条の 10 第 2 項に規定する特例をいう。 上場株式等の軽減税率の特例 ・ ・ ・ ・ ・ 措法第 37 条の 11 第 1 項に規定する特例をいう。	省 略 用 語 例 この法令解釈通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。 措置法、(措法) ・ ・ ・ ・ ・ 租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 措置法令、(措令) ・ ・ ・ ・ ・ 租税特別措置法施行令 (昭和 32 年政令第 43 号) 措置法規則、(措規) ・ ・ ・ 租税特別措置法施行規則 (昭和 32 年大蔵省令第 15 号) 所得税法、(所法) ・ ・ ・ ・ ・ 所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 所得税法令、(所令) ・ ・ ・ 所得税法施行令 (昭和 40 年政令第 96 号) 所得税法規則、(所規) ・ ・ 所得税法施行規則 (昭和 40 年大蔵省令第 11 号) 通則法、(通法) ・ ・ ・ ・ ・ 国税通則法 (昭和 37 年法律第 66 号) 通則法令、(通令) ・ ・ ・ ・ 国税通則法施行令 (昭和 37 年政令第 135 号) 通則法規則、(通規) ・ ・ ・ 国税通則法施行規則 (昭和 37 年大蔵省令第 28 号) 所基通 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 所得税基本通達 (昭和 45 年直審(所)30) 居住者等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 租税特別措置法第 2 条第 1 項第 1 号の 2 に規定する居住者及び同項第 3 号に規定する国内に恒久的施設を有する非居住者をいう。 株式等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 租税特別措置法(以下「措法」という。)第 37 条の 10 第 3 項に規定する株式等をいう。 株式等に係る譲渡所得等の金額 ・ ・ ・ ・ 措法第 37 条の 10 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。 新規公開株式等に係る 2 分の 1 課税の特例 ・ ・ ・ 措法第 37 条の 10 第 2 項に規定する特例をいう。 <u>長期所有上場特定株式等の 100 万円特別控除の特例 ・ ・ ・ 措法第 37 条の 10 第 6 項に規定する特例をいう。</u> 上場株式等の軽減税率の特例 ・ ・ ・ ・ ・ 措法第 37 条の 11 第 1 項に規定する特例をいう。 <u>長期所有上場株式等の暫定税率の特例 ・ ・ 措法第 37 条の 11 第 2 項に規定する特例をいう。</u>

改 正 後	改 正 前
上場株式等の取得費の特例・・・措法第 37 条の 11 の 2 第 1 項に規定する特例をいう。 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例・・・措法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特例をいう。 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例・・・措法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する特例をいう。 確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得・・・措法第 37 条の 11 の 5 第 1 項に規定する特例をいう。 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除・・・措法第 37 条の 12 の 2 第 1 項に規定する特例をいう。 <u>特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例・・・措法第 37 条の 13 第 1 項に規定する特例をいう。</u> 特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例・・・<u>措法第 37 条の 13 の 2 第 1 項</u>に規定する特例をいう。 特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除・・・<u>措法第 37 条の 13 の 2 第 4 項</u>に規定する特例をいう。 特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例・・・<u>措法第 37 条の 13 の 3 第 1 項</u>に規定する特例をいう。 株式交換又は株式移転に係る課税の特例・・・措法第 37 条の 14 第 1 項に規定する特例をいう。 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税・・・措法第 37 条の 14 の 2 第 1 項に規定する特例をいう。 措置法第 37 条の 10 《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 (株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期) 37 の 10 - 1 株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期は、次の区分ごとにそれぞれに掲げるところによる。 (1)	上場株式等の取得費の特例・・・措法第 37 条の 11 の 2 第 1 項に規定する特例をいう。 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例・・・措法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特例をいう。 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例・・・措法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する特例をいう。 確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得・・・措法第 37 条の 11 の 5 第 1 項に規定する特例をいう。 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除・・・措法第 37 条の 12 の 2 第 1 項に規定する特例をいう。 特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例・・・<u>措法第 37 条の 13 第 1 項</u>に規定する特例をいう。 特定投資株式の譲渡損失の繰越控除・・・<u>措法第 37 条の 13 第 4 項</u>に規定する特例をいう。 特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例・・・<u>措法第 37 条の 13 第 8 項</u>に規定する特例をいう。 株式交換又は株式移転に係る課税の特例・・・措法第 37 条の 14 第 1 項に規定する特例をいう。 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税・・・措法第 37 条の 14 の 2 第 1 項に規定する特例をいう。 措置法第 37 条の 10 《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 (株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期) 37 の 10 - 1 株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期は、次の区分ごとにそれぞれに掲げるところによる。 (1)

改正後	改正前
・ ・ ・ ・ ・。 (2) 証券取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 156 条の 24 第 1 項《免許の申請》の規定による信用取引又は発行日取引(以下 37 の 10 - 6 までにおいて「信用取引等」という。)の方法による場合 ・ ・ ・ ・ ・。 (3) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・。 ロ ・ ・ ・ ・ ・。 ハ ・ ・ ・ ・ ・。 ニ ・ ・ ・ ・ ・。 (4) 措置法第 37 条の 10 第 5 項に規定する<u>株式等</u>証券投資信託等の終了又は一部の解約・ ・ ・ ・ ・。 (株式等に係る譲渡所得等の金額の計算) 37 の 10 - 3 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算は、次に掲げる順序によって計算することに留意する。 (1) 措置法令第 25 条の 9 第 5 項の規定により、株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額の計算上控除する損失の金額がある場合には、まず、それぞれの所得ごとに控除する。 (2) 株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額のいずれかに、その金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、措置法令第 25 条の 8 第 1 項及び第 25 条の 9 第 4 項の規定により、当該損失の金額を他の株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額から控除する。 (3) 「<u>特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例</u>」の適用を受ける場合には、当該特例を適用する。 (4) ・ ・ ・ ・ ・。 (5) 「<u>上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除</u>」又は「<u>特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除</u>」の適用を受ける場合には、当該繰越控除に係る譲渡損失の金額を控除する。 (6) 所得税法第 71 条《雑損失の繰越控除》第 1 項に規定する雑損失の金額がある場合には、同項の規定による控除を行う。 (注) 上記(1)から(4)までの計算に当たっては、措置法令第 25 条の 8 第 1 項、第 25 条の 9 第 4	・ ・ ・ ・ ・。 (2) 証券取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 161 条の 2 第 1 項《<u>信用取引等における保証金の預託</u>》の規定による信用取引又は発行日取引(以下 37 の 10 - 7 までにおいて「信用取引等」という。)の方法による場合 ・ ・ ・ ・ ・。 (3) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・。 ロ ・ ・ ・ ・ ・。 ハ ・ ・ ・ ・ ・。 ニ ・ ・ ・ ・ ・。 (4) 措置法第 37 条の 10 第 5 項に規定する<u>私募</u>証券投資信託等の終了又は一部の解約・ ・ ・ ・ ・。 (株式等に係る譲渡所得等の金額の計算) 37 の 10 - 3 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算は、次に掲げる順序によって計算することに留意する。 (1) 措置法令第 25 条の 8 第 2 項、<u>同令第 25 条の 9 第 5 項及び第 11 項</u>の規定により、株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額の計算上控除する損失の金額がある場合には、まず、それぞれの所得ごとに控除する。 (2) 株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額のいずれかに、その金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、措置法令第 25 条の 8 第 1 項、<u>同令第 25 条の 9 第 4 項及び第 10 項</u>の規定により、当該損失の金額を他の株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額から控除する。 (3) 「<u>長期所有上場特定株式等の 100 万円特別控除の特例</u>」の適用を受ける場合には、当該特例を適用する。 (4) ・ ・ ・ ・ ・。 (5) 「<u>上場株式等の譲渡損失の繰越控除</u>」又は「<u>特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除</u>」の適用を受ける場合には、当該繰越控除に係る譲渡損失の金額を控除する。 (6) 所得税法第 71 条《雑損失の繰越控除》第 1 項に規定する雑損失の金額がある場合には、同項の規定による控除を行う。 (注) 上記(1)から(4)までの計算に当たっては、措置法令第 25 条の 8 第 1 項及び第 2 項並びに同

改 正 後	改 正 前																																			
項及び第5項の規定により、まず、それぞれの譲渡を次の区分(以下「譲渡区分」という。)ごとに行うことに留意する。 「公開」。 — 「上場」 措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡（<u>上記</u>に該当するものを除く。）に該当するもの — 「未公開」 <u>上記</u> 及び <u> </u> 以外の株式等の譲渡に該当するもの	令第25条の9第4項、第5項、第10項及び第11項の規定により、まず、それぞれの譲渡を次の区分(以下「譲渡区分」という。)ごとに行うことに留意する。 「公開」。 — 「長期所有上場特定」 措置法第37条の10第6項に規定する長期所有上場特定株式等の譲渡(<u>上記</u> に該当するものを除く。)に該当するもの（譲渡所得に限る。） — 「長期所有上場」 措置法第37条の11第2項に規定する長期所有上場株式等の同条第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡（<u>上記</u> 及び <u> </u> に該当するものを除く。）に該当するもの — 「一般上場」 措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡（<u>上記</u> から <u> </u> に該当するものを除く。）に該当するもの — 「一般」 <u>上記</u> から <u> </u> 以外の株式等の譲渡に該当するもの <計算例> <table><tr><td></td><td>譲渡所得の 「一般」の 損失を控除</td><td>雑所得の損 失を控除</td><td>100万円 特別控除</td><td>(適用税率)</td></tr></table> 【譲渡所得】 <table><tr><td>長期所有上場 特 定</td><td>1,200,000</td><td>→</td><td>1,000,000</td><td>→</td><td>100,000</td><td>→</td><td>0</td></tr><tr><td>長期所有上場</td><td>1,000,000</td><td colspan="5"></td><td rowspan="2">→ 暫定税率 (国 税:7% 地方税:3%)</td></tr><tr><td>一 般</td><td>200,000</td><td colspan="5"></td></tr></table> 【雑所得】 <table><tr><td>一 般 上 場</td><td>900,000</td><td colspan="5"></td></tr></table>		譲渡所得の 「一般」の 損失を控除	雑所得の損 失を控除	100万円 特別控除	(適用税率)	長期所有上場 特 定	1,200,000	→	1,000,000	→	100,000	→	0	長期所有上場	1,000,000						→ 暫定税率 (国 税:7% 地方税:3%)	一 般	200,000						一 般 上 場	900,000					
	譲渡所得の 「一般」の 損失を控除	雑所得の損 失を控除	100万円 特別控除	(適用税率)																																
長期所有上場 特 定	1,200,000	→	1,000,000	→	100,000	→	0																													
長期所有上場	1,000,000						→ 暫定税率 (国 税:7% 地方税:3%)																													
一 般	200,000																																			
一 般 上 場	900,000																																			
(雑損失の繰越控除及び所得控除の順序) 37の10-4 その年の前年以前3年内の各年において生じた雑損失の金額は、その年分の 総所	(雑損失の繰越控除及び所得控除の順序) 37の10-4 その年の前年以前3年内の各年において生じた雑損失の金額は、その年分の 総																																			

改正後	改正前
得金額、土地等に係る事業所得等の金額、短期譲渡所得の金額(一般所得分)、短期譲渡所得の金額(軽減所得分)、長期譲渡所得の金額(一般所得分)、長期譲渡所得の金額(特定所得分)、長期譲渡所得の金額(軽減所得分)、株式等に係る譲渡所得等の金額(未公開分)、株式等に係る譲渡所得等の金額(上場分)、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額の計算上順次控除するものとする。ただし、土地等に係る事業所得等の金額から先物取引に係る雑所得等の金額までの間において、納税者がこの取扱いと異なる順序で控除して申告したときは、これを認める。また、その年分の所得控除についても、これと同様に取り扱う。 (注) 1 2 3 4 5 6 株式等に係る譲渡所得等の金額(未公開分)とは、措置法第 37 条の 10 第 1 項の規定の対象となる株式等の譲渡に係るもの(次の 7 に該当するものを除く。)をいう。 7 株式等に係る譲渡所得等の金額(上場分)とは、措置法第 37 条の 11 第 1 項の規定の対象となる株式等の譲渡に係るものをいう。 (信用取引において現渡しの方法により決済を行った場合の所得計算) 37 の 10 - 7 証券取引法第 156 条の 24 第 1 項の規定による信用取引の方法により上場株式等の売付けを行った場合において、いわゆる現渡しの方法により決済を行ったときの株式等に係る譲渡所得等の金額は、. (「取得をした日」の判定) 37 の 10 - 19 措置法第 37 条の 10 第 2 項に規定する株式の所有期間は、その株式を取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間によるが、この場合における当該株式の「取得をした日」は、次による。 (1) (2)	所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、短期譲渡所得の金額(一般所得分)、短期譲渡所得の金額(軽減所得分)、長期譲渡所得の金額(一般所得分)、長期譲渡所得の金額(特定所得分)、長期譲渡所得の金額(軽減所得分)、株式等に係る譲渡所得等の金額(一般分)、株式等に係る譲渡所得等の金額(軽減分)、株式等に係る譲渡所得等の金額(暫定分)、商品先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額の計算上順次控除するものとする。ただし、土地等に係る事業所得等の金額から商品先物取引に係る雑所得等の金額までの間において、納税者がこの取扱いと異なる順序で控除して申告したときは、これを認める。また、その年分の所得控除についても、これと同様に取り扱う。 (注) 1 2 3 4 5 6 株式等に係る譲渡所得等の金額(一般分)とは、措置法第 37 条の 10 第 1 項の規定の対象となる株式等の譲渡に係るもの(次の 7 又は 8 に該当するものを除く。)をいう。 7 株式等に係る譲渡所得等の金額(軽減分)とは、措置法第 37 条の 11 第 1 項の規定の対象となる株式等の譲渡に係るものをいう。 8 株式等に係る譲渡所得等の金額(暫定分)とは、措置法第 37 条の 11 第 2 項の規定の適用を受ける株式等の譲渡に係るものをいう。 (信用取引等で現渡しの方法により決済を行った場合の所得計算) 37 の 10 - 7 信用取引等の方法により上場株式等の売付けを行った場合において、いわゆる現渡しの方法により決済を行ったときの株式等に係る譲渡所得等の金額は、. (所有期間を判定する場合の「取得をした日」) 37 の 10 - 19 措置法第 37 条の 10 第 2 項及び措置法令第 25 条の 8 第 5 項に規定する株式の所有期間は、その株式を取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間によるが、この場合における当該株式の「取得をした日」は、次による。 (1) (2)

改正後	改正前
<u>たものから順次譲渡をしたものとして判定することに留意する。</u> （株式の範囲） 37 の 10 - 23 措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号に規定する「株式」には、<u>同法第 8 条の 5 第 1 項第 2 号の規定により、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 21 項に規定する投資口が含まれることに留意する。</u> (注) ・ ・ ・ ・ ・。 （譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合） 37 の 10 - 24 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・該当する部分の金額（以下 37 の 10 - 27 までにおいて「みなし配当額」という。）を除く。）及び ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 （譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等 - 法人の分割の場合） 37 の 10 - 25 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (注) 「純資産移転割合」は、所得税法令第 61 条第 2 項第 2 号に規定する割合で、次により計算した割合（<u>小数点以下 3 位未満は切上げ</u>）をいう。以下同じ。 ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・。 （譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等 - 払戻し等の場合） 37 の 10 - 26 ・ ・ ・ ・ ・。 (注) 「純資産減少割合」は、所得税法令第 61 条第 2 項第 3 号に規定する割合で、次により計算した割合（<u>小数点以下 3 位未満は切上げ</u>）をいう。以下同じ。 ・ ・ ・ ・ ・ （法人が自己の株式を個人から取得する場合の所得税法第 59 条の適用） 37 の 10 - 27 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。	（株式の範囲） 37 の 10 - 22 措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号に規定する「株式」には、<u>措置法第 8 条の 5 第 1 項第 1 号の規定により、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 21 項に規定する投資口が含まれることに留意する。</u> (注) ・ ・ ・ ・ ・。 （譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合） 37 の 10 - 23 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・該当する部分の金額（以下 37 の 10 - 26 までにおいて「みなし配当額」という。）を除く。）及び ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 （譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等 - 法人の分割の場合） 37 の 10 - 24 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (注) 「純資産移転割合」は、所得税法令第 61 条第 2 項第 2 号に規定する割合で、次により計算した割合（<u>小数点以下 1 位未満は切上げ</u>）をいう。以下同じ。 ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・。 （譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等 - 払戻し等の場合） 37 の 10 - 25 ・ ・ ・ ・ ・。 (注) 「純資産減少割合」は、所得税法令第 61 条第 2 項第 3 号に規定する割合で、次により計算した割合（<u>小数点以下 1 位未満は切上げ</u>）をいう。以下同じ。 ・ ・ ・ ・ ・ （法人が自己の株式を個人から取得する場合の所得税法第 59 条の適用） 37 の 10 - 26 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。

改 正 後	改 正 前
等に係る課税譲渡所得等の金額のなかに措置法第 37 条の 11 第 1 項に規定する「上場株式等に 係る課税譲渡所得等の金額」に係る部分の金額がある場合においても、<u>この金額及びこの金額</u> 以外の「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」に係る部分の金額に 1,000 円未満の端数がある とき又はそれぞれの金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨 てるものとする。 措置法第 3 7 条の 1 1 《上場株式等を譲渡した場合の 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 <u>（上場株式等の軽減税率の特例と新規公開株式等に係る 2 分の 1 課税の特例との関係）</u> 37 の 11 - 1 措置法第 37 条の 11 第 1 項に規定する上場株式等の譲渡をした場合で、当該譲渡 について「新規公開株式等に係る 2 分の 1 課税の特例」の適用がある場合には、「上場株式等 の軽減税率の特例」は「新規公開株式等に係る 2 分の 1 課税の特例」の適用後の金額に適用 することとなるのであるが、同条第 2 項の規定が適用される平成 15 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間は、同条第 3 項の規定により、「新規公開株式等に係る 2 分の 1 課税の 特例」の適用はないのであるから留意する。 <u>（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用）</u> 37 の 11 - 3 措置法第 37 条の 11 第 1 項及び第 2 項の規定の適用に当たっては、37 の 10 - 3、 37 の 10 - 20 及び 37 の 10 - 28 の取扱いを準用する。 措置法第 3 7 条の 1 1 の 2 《平成 13 年 9 月 30 日以前 に取得した上場株式等の取得費の特例》関係 <u>（上場株式等の取得費の特例を適用した場合の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算等におけ る取扱い）</u> 37 の 11 の 2 - 12 「上場株式等の取得費の特例」を適用することにより生じた譲渡所得の損失 の金額は、措置法令第 25 条の 8 第 1 項、<u>第 25 条の 9 第 4 項及び第 5 項に規定する計算並び</u>	等に係る課税譲渡所得等の金額のなかに措置法第 37 条の 11 第 1 項に規定する「上場株式等に 係る課税譲渡所得等の金額」に係る部分の金額又は同条第 2 項に規定する「長期所有上場株式 等に係る課税譲渡所得等の金額」に係る部分の金額がある場合においても、<u>これらの金額及び</u> <u>これらの金額</u>以外の「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」に係る部分の金額に 1,000 円未満 の端数があるとき又はそれぞれの金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその 全額を切り捨てるものとする。 措置法第 3 7 条の 1 1 《上場株式等を譲渡した場合の 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 <u>（長期所有上場株式等の暫定税率の特例と新規公開株式等に係る 2 分の 1 課税の特例との関係）</u> 37 の 11 - 1 「長期所有上場株式等の暫定税率の特例」はその適用を受ける旨を記載した確定申 告書を提出することが要件とされており、同特例を受けることを選択した場合には、措置法 第 37 条の 11 第 5 項の規定により「新規公開株式等の 2 分の 1 課税の特例」の適用はないこと となるが、同法第 37 条の 10 第 2 項に規定する株式の譲渡について、「長期所有上場株式等の 暫定税率の特例」の適用を受けない場合には、「新規公開株式等の 2 分の 1 課税の特例」の適用 があることに留意する。 <u>（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用）</u> 37 の 11 - 3 措置法第 37 条の 11 第 1 項及び第 2 項の規定の適用に当たっては、37 の 10 - 3、 37 の 10 - 19、37 の 10 - 20、37 の 10 - 27 及び 37 の 10 - 29 の取扱いを準用する。 措置法第 3 7 条の 1 1 の 2 《平成 13 年 9 月 30 日以前 に取得した上場株式等の取得費の特例》関係 <u>（上場株式等の取得費の特例を適用した場合の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算等におけ る取扱い）</u> 37 の 11 の 2 - 12 「上場株式等の取得費の特例」を適用することにより生じた譲渡所得の損失 の金額は、措置法令第 25 条の 8 第 1 項、<u>同条第 2 項、同令第 25 条の 9 第 4 項、同条第 5 項、</u>

改正後	改正前
に「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」の適用上、控除することができることに留意する。また、同特例を適用した場合においても、所得税法第 59 条第 2 項《時価の 2 分の 1 未満で譲渡した場合の譲渡損失》及び措置法第 39 条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》の規定の適用があることに留意する。 措置法第 37 条の 11 の 3 《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係 （特定口座内保管上場株式等を現渡しした場合） 37 の 11 の 3 - 2 措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 3 号に規定する<u>特定信用取引等勘定</u>において行った上場株式等の売付けの信用取引につき、当該信用取引の決済を当該上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の引渡し(いわゆる現渡しの方法をいう。)により行った場合には、その特定口座内保管上場株式等の引渡しは同項第 2 号に規定する証券業者への売委託の方法による譲渡に該当するとみなされるのであるから留意する。 （特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額との合計） 37 の 11 の 3 - 4 措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額(次項において「特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額」という。)又は同条第 2 項に規定する<u>信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額</u>(次項において「<u>信用取引等に係る上場株式等の譲渡による雑所得等の金額</u>」という。)と特定口座以外における株式等に係る譲渡所得等の金額との合計は次の順序により行う。 (1) (2) 上記(1)により合計された年間取引損益の各欄の金額について、特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額と合計する。この場合において、特定口座年間取引報告書に記載された年間取引損益の<u>一般上場分及び特定信用分のそれぞれの譲渡区分は 37 の 10 - 3 の注書きに定める「上場」</u>に該当するものとして計算する。	<u>同条第 10 項及び同条第 11 項</u>に規定する計算並びに「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」の適用上、控除することができることに留意する。また、同特例を適用した場合においても、所得税法第 59 条第 2 項《時価の 2 分の 1 未満で譲渡した場合の譲渡損失》及び措置法第 39 条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》の規定の適用があることに留意する。 措置法第 37 条の 11 の 3 《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係 （特定口座内保管上場株式等を現渡しした場合） 37 の 11 の 3 - 2 措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 3 号に規定する<u>特定信用取引勘定</u>において行った上場株式等の売付けの信用取引につき、当該信用取引の決済を当該上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の引渡し(いわゆる現渡しの方法をいう。)により行った場合には、その特定口座内保管上場株式等の引渡しは同項第 2 号に規定する証券業者への売委託の方法による譲渡に該当するとみなされるのであるから留意する。 （特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額との合計） 37 の 11 の 3 - 4 措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額(次項において「特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額」という。)又は同条第 2 項に規定する<u>信用取引に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額</u>(次項において「<u>信用取引に係る上場株式等の譲渡による雑所得等の金額</u>」という。)と特定口座以外における株式等に係る譲渡所得等の金額との合計は次の順序により行う。 (1) (2) 上記(1)により合計された年間取引損益の各欄の金額について、特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額と合計する。この場合において、特定口座年間取引報告書に記載された年間取引損益の<u>長短等区分は 37 の 10 - 3 に定めるそれぞれ次に掲げる譲渡区分</u>に該当するものとして計算する。 — <u>一般上場分及び特定信用分</u> <u>一般上場</u> — <u>長期所有上場分</u> <u>長期所有上場</u> — <u>長期所有上場特定分</u> <u>長期所有上場特定</u>

改正後	改正前
(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用) 37 の 11 の 3 - 5 特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算、<u>信用取引</u>等に係る上場株式等の譲渡による雑所得等の金額の計算等については、37 の 10 - 1 から 37 の 10 - 13、37 の 10 - 15、37 の 10 - 19、37 の 10 - 20、<u>37 の 10 - 23 から 37 の 10 - 26 及び 37 の 10 - 28</u> の取扱いを準用する。 措置法第 37 条の 11 の 4 《特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に係る源泉徴収等の特例》関係 (特定口座源泉徴収選択届出書の提出期限) 37 の 11 の 4 - 1 措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出期限は、その年最初の当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る決済が行われた日(以下この項において「決済日」という。)又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等(措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する信用取引又は発行日取引をいう。以下この項において同じ。)<u>につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時となることに留意する。</u> (注) 1 特定口座における源泉徴収の選択は、年ごとに行うこととなることから、特定口座内保管上場株式等の譲渡又は<u>信用取引等</u>の決済ごとに選択することはできない。 2 (廃 止)	(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用) 37 の 11 の 3 - 5 特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算、<u>信用取引</u>に係る上場株式等の譲渡による雑所得等の金額の計算等については、37 の 10 - 1 から 37 の 10 - 13、37 の 10 - 15、37 の 10 - 19、37 の 10 - 20、<u>37 の 10 - 22 から 37 の 10 - 25、37 の 10 - 27 から 37 の 10 - 30</u> の取扱いを準用する。 措置法第 37 条の 11 の 4 《特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に係る源泉徴収等の特例》関係 (特定口座源泉徴収選択届出書の提出期限) 37 の 11 の 4 - 1 措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出期限は、その年最初の当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る決済が行われた日(以下この項において「決済日」という。)又は<u>同項に規定する当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引</u>につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時となることに留意する。 (注) 1 特定口座における源泉徴収の選択は、年ごとに行うこととなることから、特定口座内保管上場株式等の譲渡又は<u>信用取引</u>の決済ごとに選択することはできない。 2 (特定口座内調整所得金額の計算) 37 の 11 の 4 - 2 措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する特定口座内調整所得金額(以下次項までにおいて「特定口座内調整所得金額」という。)とは、証券業者の営業所に開設されている居住者等の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引に係る差金決済(以下この項において「対象譲渡等」という。)<u>が行われた場合において、同条第 2 項に規定するところにより当該居住者等に係る次の算式により計算した金額が生ずるときにおけるその金額をいうのであるから留意する。</u>

改正後	改正前
(廃止)	$\left[\begin{array}{c} \text{源泉徴収の対象となる特定} \\ \text{口座内調整所} \\ \text{得金額 (A)} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{その年の1月1日から前納期限等の時の前の} \\ \text{課税に係る次の金額(零を下回るときは零) (B)} \\ \hline \begin{array}{ c c } \hline \text{特定口座内保管上場株式等の譲渡} \\ \hline \text{譲渡収入金額} & \text{取得費等} \\ \hline \text{の総額} & \text{の総額} \\ \hline \end{array} \\ \hline + \\ \hline \begin{array}{ c c } \hline \text{上場株式等の信用取引の差金決済} \\ \hline \text{差益金額} & \text{差損金額} \\ \hline \text{の総額} & \text{の総額} \\ \hline \end{array} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{その年の1月1日から前納期限等の時の前の} \\ \text{課税に係る次の金額(零を下回るときは零) (C)} \\ \hline \begin{array}{ c c } \hline \text{特定口座内保管上場株式等の譲渡} \\ \hline \text{譲渡収入金額} & \text{取得費等} \\ \hline \text{の総額} & \text{の総額} \\ \hline \end{array} \\ \hline + \\ \hline \begin{array}{ c c } \hline \text{上場株式等の信用取引の差金決済} \\ \hline \text{差益金額} & \text{差損金額} \\ \hline \text{の総額} & \text{の総額} \\ \hline \end{array} \end{array} \right]$ (注) 算式中の (B) - (C) の金額が零を下回るときは、(A) の金額は生じないのであるから留意する。 (源泉所得税が還付される場合) 37 の 11 の 4 - 3 居住者等から特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされた特定口座を開設している証券業者は、その月において当該居住者等の特定口座内調整所得金額から徴収した所得税がある場合において、措置法第 37 条の 11 の 4 第 3 項に規定するところにより次の算式により計算した金額が生ずるときは、当該居住者等に対し、その金額に 100 分の 15 を乗じて計算した金額に相当する所得税を還付しなければならないのであるから留意する。 $\left[\begin{array}{c} \text{還付の} \\ \text{計算の} \\ \text{対象と} \\ \text{なる金} \\ \text{額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{その月に} \\ \text{おいて生} \\ \text{じた 37 の} \\ \text{11 の 4 -} \\ \text{2 により} \\ \text{計算した} \\ \text{特定口座} \\ \text{内調整所} \\ \text{得金額の} \\ \text{合計額} \end{array} \right] - \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{その月の属する年の1月1日からその月の末日まで} \\ \text{の課税に係る次の金額(零を下回るときは零) (A)} \\ \hline \begin{array}{ c c } \hline \text{特定口座内保管上場株式等の譲渡} \\ \hline \text{譲渡収入金額} & \text{取得費等} \\ \hline \text{の総額} & \text{の総額} \\ \hline \end{array} \\ \hline + \\ \hline \begin{array}{ c c } \hline \text{上場株式等の信用取引の差金決済} \\ \hline \text{差益金額} & \text{差損金額} \\ \hline \text{の総額} & \text{の総額} \\ \hline \end{array} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{その月の属する年の1月1日からその月の前月の末日} \\ \text{までの課税に係る次の金額(零を下回るときは零) (B)} \\ \hline \begin{array}{ c c } \hline \text{特定口座内保管上場株式等の譲渡} \\ \hline \text{譲渡収入金額} & \text{取得費等} \\ \hline \text{の総額} & \text{の総額} \\ \hline \end{array} \\ \hline + \\ \hline \begin{array}{ c c } \hline \text{上場株式等の信用取引の差金決済} \\ \hline \text{差益金額} & \text{差損金額} \\ \hline \text{の総額} & \text{の総額} \\ \hline \end{array} \end{array} \right]$ (注) 算式中の (A) - (B) の金額が零を下回るときは、零。 (他の証券業者を通じて行う譲渡) 37 の 11 の 4 - 2 措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する証券業者が、同項に規定する特定 37 の 11 の 4 - 4 措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する証券業者が、同項に規定する特定

改正後	改正前
口座内保管上場株式等の譲渡をしようとする者(以下この項において「株式等の譲渡者」という。)から売委託を受け、他の証券業者を通じて譲渡した場合であっても、同条第1項又は第4項の規定により所得税を徴収又は還付するべき者は、株式等の譲渡者から売委託を受けた証券業者であることに留意する。 措置法第37条の11の5《確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得》関係 (適用を受けた場合の効果) 37の11の5-1 措置法第37条の11の5第1項の規定を適用する場合には、<u>同法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座</u>(以下37の11の5-4までにおいて「源泉徴収選択口座」という。)につき有する<u>同法第37条の11の5第1項各号に掲げる各種所得の金額又は損失の金額</u>(以下37の11の5-4までにおいて「所得又は損失の金額」という。)は、所得税法及び所得税法令の規定の適用上、次に掲げる金額又は合計額には含まれないのであるから留意する。 (1) (2) (3) (4) (2以上の源泉徴収選択口座を有する場合) 37の11の5-2 その年分に係る措置法第37条の11の4第1項の規定の適用につき2以上の<u>源泉徴収選択口座</u>を有し、それぞれの<u>源泉徴収選択口座</u>に所得又は損失の金額が生じている場合の同法第37条の11の5第1項の規定の適用については、当該<u>源泉徴収選択口座</u>ごとに行うことができるのであるから留意する。ただし、一の<u>源泉徴収選択口座</u>において同法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定保管勘定と同項第3号に規定する<u>特定信用取引等勘定</u>のいずれをも設定している場合には、いずれかの勘定において生じた所得又は損失の金額のみについて同法第37条の11の5第1項の規定を適用することはできないのであるから留意する。	口座内保管上場株式等の譲渡をしようとする者(以下この項において「株式等の譲渡者」という。)から売委託を受け、他の証券業者を通じて譲渡した場合であっても、同条第1項又は第3項の規定により所得税を徴収又は還付するべき者は、株式等の譲渡者から売委託を受けた証券業者であることに留意する。 措置法第37条の11の5《確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得》関係 (適用を受けた場合の効果) 37の11の5-1 措置法第37条の11の5第1項の規定を適用する場合には、<u>同項に規定する選択口座</u>(以下37の11の5-4までにおいて「選択口座」という。)につき有する<u>同項各号に掲げる各種所得の金額又は損失の金額</u>(以下37の11の5-4までにおいて「所得又は損失の金額」という。)は、所得税法及び所得税法令の規定の適用上、次に掲げる金額又は合計額には含まれないのであるから留意する。 (1) (2) (3) (4) (2以上の選択口座を有する場合) 37の11の5-2 その年分に係る措置法第37条の11の4第1項の規定の適用につき2以上の<u>選択口座</u>を有し、それぞれの<u>選択口座</u>に所得又は損失の金額が生じている場合の同法第37条の11の5第1項の規定の適用については、当該<u>選択口座</u>ごとに行うことができるのであるから留意する。ただし、一の<u>選択口座</u>において同法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定保管勘定と同項第3号に規定する<u>特定信用取引勘定</u>のいずれをも設定している場合には、いずれかの勘定において生じた所得又は損失の金額のみについて同法第37条の11の5第1項の規定を適用することはできないのであるから留意する。

改正後	改正前
(源泉徴収選択口座において生じた所得の金額等を申告する場合の計算) 37 の 11 の 5 - 3 <u>源泉徴収選択口座</u>において生じた所得又は損失の金額を申告する場合の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算は次の順序により行う。 (1) まず、申告しようとする<u>源泉徴収選択口座</u>が 2 以上ある場合には、証券業者から交付を受けた当該<u>源泉徴収選択口座</u>に係る特定口座年間取引報告書に基づき、それぞれの特定口座年間取引報告書に記載された年間取引損益の各欄の金額を合計する。 (2) 次に、<u>源泉徴収選択口座</u>以外の特定口座との間で同様の合計計算を行う。 (3) 最後に、上記(2)により合計された年間取引損益の各欄の金額について、特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額と合計する。この場合において、特定口座年間取引報告書に記載された年間取引損益の<u>一般上場分及び特定信用分のそれぞれの譲渡区分は 37 の 10 - 3 の注書きに定める「上場」に該当するものとして計算する。</u> (源泉徴収選択口座において生じた所得の金額等を申告した場合の効果) 37 の 11 の 5 - 4 <u>源泉徴収選択口座</u>において生じた所得又は損失の金額を株式等に係る譲渡所得等の金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合においても、当該所得又は損失の金額を当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上除外することはできないことに留意する。 措置法第 37 条の 1 2 《恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例》関係 (1 株当たりの取得価額等の計算) 37 の 12 - 1 措置法第 37 条の 12 第 1 項の規定の適用を受ける所得に係る 1 株当たりの取得価額等の取扱いについては、37 の 10 - 1 から 37 の 10 - <u>29</u>までの取扱いを準用する。	(<u>選択口座</u>において生じた所得の金額等を申告する場合の計算) 37 の 11 の 5 - 3 <u>選択口座</u>において生じた所得又は損失の金額を申告する場合の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算は次の順序により行う。 (1) まず、申告しようとする<u>選択口座</u>が 2 以上ある場合には、証券業者から交付を受けた当該<u>選択口座</u>に係る特定口座年間取引報告書に基づき、それぞれの特定口座年間取引報告書に記載された年間取引損益の各欄の金額を合計する。 (2) 次に、<u>選択口座</u>以外の特定口座との間で同様の合計計算を行う。 (3) 最後に、上記(2)により合計された年間取引損益の各欄の金額について、特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額と合計する。この場合において、特定口座年間取引報告書に記載された年間取引損益の<u>長短等区分は 37 の 10 - 3 に定めるそれぞれ次に掲げる譲渡区分に該当するものとして計算する。</u> — <u>一般上場分及び特定信用分</u> <u>一般上場</u> — <u>長期所有上場分</u> <u>長期所有上場</u> — <u>長期所有上場特定分</u> <u>長期所有上場特定</u> (<u>選択口座</u>において生じた所得の金額等を申告した場合の効果) 37 の 11 の 5 - 4 <u>選択口座</u>において生じた所得又は損失の金額を株式等に係る譲渡所得等の金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合においても、当該所得又は損失の金額を当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上除外することはできないことに留意する。 措置法第 37 条の 1 2 《恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例》関係 (1 株当たりの取得価額等の計算) 37 の 12 - 1 措置法第 37 条の 12 第 1 項の規定の適用を受ける所得に係る 1 株当たりの取得価額等の取扱いについては、37 の 10 - 1 から 37 の 10 - <u>30</u>までの取扱いを準用する。

改正後	改正前
措置法第 37 条の 12 の 2 《上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除》関係 (特定株式に係る譲渡損失の金額もある場合の繰越控除) 37 の 12 の 2 - 3 上場株式等に係る譲渡損失の金額は、措置法令第 25 条の 11 の 2 第 2 項から第 4 項までの規定により計算し、措置法第 37 条の 13 の 2 第 4 項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、同令第 25 条の 12 の 2 第 7 項から第 9 項までの規定により計算するが、・・・・・・。 措置法第 37 条の 13 《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係 (払込みにより取得した者から贈与等により取得した場合) 37 の 13 - 1 「特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例」は、措置法第 37 条の 13 第 1 項に規定する特定株式(以下 37 の 13 の 3 - 2 までにおいて「特定株式」という。)を払込みにより取得した者に限り適用があるため、特定株式を払込みにより取得した者から当該特定株式を贈与、相続又は遺贈により取得した者については、同項の規定の適用はないことに留意する。 なお、「特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例」、「特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除」及び「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の規定の適用についても同様である。	措置法第 37 条の 12 の 2 《上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除》関係 (特定株式に係る譲渡損失の金額もある場合の繰越控除) 37 の 12 の 2 - 3 上場株式等に係る譲渡損失の金額は、措置法令第 25 条の 11 の 2 第 2 項から第 4 項までの規定により計算し、措置法第 37 条の 13 第 4 項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、同令第 25 条の 12 第 8 項から第 10 項までの規定により計算するが、・・・・・・。 措置法第 37 条の 13 《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例》関係 (措置法施行令第 25 条の 12 第 11 項に規定する「特定残株数」) 37 の 13 - 1 措置法令第 25 条の 12 第 11 項に規定する「特定残株数」は、特定中小会社(措置法第 37 条の 13 第 1 項に規定する特定中小会社をいい、当該特定中小会社であった株式会社を含む。)が発行した株式に係る上場等の日の前日においては、措置法令第 25 条の 12 第 13 項に規定するところにより、当該上場等の日から同日以後 1 年を経過する日までの期間内においては、同条第 20 項に規定するところによるのであるから留意する。 したがって、特定株式(措置法第 37 条の 13 第 1 項に規定する特定株式をいう。以下次項までにおいて同じ。)を払込みにより取得した居住者等が、当該上場等の日以後 1 年以内に、当該払込みにより取得をした特定株式、払込み以外の方法により取得をした当該特定株式又は当該特定株式と同一銘柄の株式で特定株式に該当しないものの譲渡をした場合において、これらの株式(以下次項において「同一銘柄株式」という。)のうちに措置法令第 25 条の 12 第 20 項に規定する取得期間内に払込みにより取得した特定株式がないときには、同項に規定するところにより同条第 11 項に規定する「特定残株数」はないこととなるので、措置法第 37 条の 10 第 2 項の規定の適用に当たり、当該譲渡された株式の所有期間を判定する場合には、37 の 10 - 19 に定めるところによることとなる。

改 正 後	改 正 前																																				
（控除対象特定株式数の計算） 37 の 13 - 2 措置法令第 25 条の 12 第 4 項に規定する控除対象特定株式数(次項において「控除対象特定株式数」という。)の計算における同項第 2 号に規定する譲渡又は贈与には、特定株式の払込みによる取得の日以前に行われたその年中の同号に規定する同一銘柄株式(以下 37 の 13 - 5 までにおいて「同一銘柄株式」という。)の譲渡又は贈与も含まれるのであるから留意する。	（公開特定株式に該当するかどうかの判定） 37 の 13 - 2 措置法第 37 条の 13 第 8 項の規定の適用対象となる特定株式とは、居住者等が平成 12 年 4 月 1 日から上場等の日(同項に規定する上場等の日をいう。以下この項において同じ。)の 3 年前の日の前日(同日が平成 17 年 4 月 1 日以後の日であるときには、同年 3 月 31 日)までの期間内に払込みにより取得をした特定株式で、その上場等の日においてその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間が 3 年を超えるものをいう(以下この項において当該特定株式を「公開特定株式」という。)のであるが、居住者等が公開特定株式を取得している場合において、当該居住者等がその有する同一銘柄株式のうちの一部を譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。)したときの当該譲渡した株式が公開特定株式に該当するかどうかの判定については、次の点に留意する。 (1) 当該上場等の日の前日における特定残株数が、当該公開特定株式数を超える場合には、当該上場等の日から同日以後 1 年を経過する日までの期間内における特定残株数は、当該超える数を当該特定残株数から控除した数とされ、この場合の当該控除した数に係る当該特定残株数は、当該公開特定株式に係るものとされること。 (2) 当該上場等の日の前日における特定残株数が、当該公開特定株式数を超えない場合には、当該上場等の日から同日以後 1 年を経過する日までの特定残株数は、当該公開特定株式に係るものとされること。																																				
（払込みによる取得の後に分割又は併合があった場合の控除対象額の計算） 37 の 13 - 3 特定株式の払込みによる取得の後、その取得の日の属する年の 12 月 31 日までの期間内に、当該特定株式に係る同一銘柄株式につき分割又は併合があった場合の措置法令第 25 条の 12 第 2 項に規定する控除対象額(以下 37 の 13 - 5 までにおいて「控除対象額」という。)の計算は、同条第 3 項から第 5 項の規定に基づき、次のように行う。 《計算例》 <table><tr><th colspan="6">【取得等の状況】</th></tr><tr><th>取得等の時期</th><th>事由</th><th>株数(株)</th><th>単価(円)</th><th>払込金額(円)</th><th>残株数(株)</th></tr><tr><td>A 平成 15 年 4 月</td><td>払込取得</td><td>2,000 株</td><td>500 円</td><td>1,000,000 円</td><td>2,000 株</td></tr><tr><td>B 平成 15 年 5 月</td><td>譲渡</td><td>1,000 株</td><td></td><td></td><td>1,000 株</td></tr><tr><td>C 平成 15 年 6 月</td><td>株式分割</td><td>1,000 株</td><td></td><td></td><td>2,000 株</td></tr><tr><td>D 平成 15 年 9 月</td><td>払込取得</td><td>1,000 株</td><td>500 円</td><td>500,000 円</td><td>3,000 株</td></tr></table>	【取得等の状況】						取得等の時期	事由	株数(株)	単価(円)	払込金額(円)	残株数(株)	A 平成 15 年 4 月	払込取得	2,000 株	500 円	1,000,000 円	2,000 株	B 平成 15 年 5 月	譲渡	1,000 株			1,000 株	C 平成 15 年 6 月	株式分割	1,000 株			2,000 株	D 平成 15 年 9 月	払込取得	1,000 株	500 円	500,000 円	3,000 株	（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に関する取扱いの準用） 37 の 13 - 3 措置法第 37 条の 13 の規定の適用に当たっては、37 の 12 の 2 - 1 及び 37 の 12 の 2 - 2 の取扱いを準用する。
【取得等の状況】																																					
取得等の時期	事由	株数(株)	単価(円)	払込金額(円)	残株数(株)																																
A 平成 15 年 4 月	払込取得	2,000 株	500 円	1,000,000 円	2,000 株																																
B 平成 15 年 5 月	譲渡	1,000 株			1,000 株																																
C 平成 15 年 6 月	株式分割	1,000 株			2,000 株																																
D 平成 15 年 9 月	払込取得	1,000 株	500 円	500,000 円	3,000 株																																
イ 払込みにより取得をした特定株式の取得に要した金額の合計額																																					

改正後	改正前
(注) <u>措置法第 37 条の 13 第 1 項の規定の適用を受けることができる者が年の中途において死亡し、その相続人又は受遺者により当該被相続人に係る同項の規定の適用を受ける旨の所得税法第 125 条《年の中途で死亡した場合の確定申告》に規定する申告書が提出された場合には、当該被相続人の死亡のときにおいて上記算式に準じて計算した取得価額が当該同一銘柄株式を相続又は遺贈により取得した者の取得価額となることに留意する。</u> <u>措置法第 37 条の 13 の 2 《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等》関係</u> <u>(「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に関する取扱い等の準用」)</u> <u>37 の 13 の 2 - 1 措置法第 37 条の 13 の 2 の規定の適用に当たっては、37 の 12 の 2 - 1 及び 37 の 12 の 2 - 2 の取扱いを準用する。</u> <u>措置法第 37 条の 13 の 3 《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</u> <u>(「特定残株数」の意義)</u> <u>37 の 13 の 3 - 1 措置法令第 25 条の 12 の 2 第 10 項に規定する「特定残株数」は、特定中小会社(措置法第 37 条の 13 第 1 項に規定する特定中小会社をいい、当該特定中小会社であった株式会社を含む。)が発行した株式に係る上場等の日の前日においては、措置法令第 25 条の 12 の 2 第 12 項に規定するところにより、当該上場等の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内においては、同令第 25 条の 12 の 3 第 3 項に規定するところによるのであるから留意する。</u> <u>したがって、特定株式を払込みにより取得した居住者等が、当該上場等の日以後 3 年以内に、当該払込みにより取得をした特定株式、払込み以外の方法により取得をした当該特定株式又は当該特定株式と同一銘柄の株式で特定株式に該当しないものの譲渡をした場合において、これらの株式(次項において「同一銘柄株式」という。)のうちに同項に規定する取得期間内に払込みにより取得した特定株式がないときには、同項に規定するところにより同令第</u>	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

改正後	改正前
25 条の 12 の 2 第 12 項に規定する「特定残株数」はないこととなるので、措置法第 37 条の 10 第 2 項の規定の適用に当たり、当該譲渡された株式の所有期間を判定する場合には、37 の 10 - 19 及び 37 の 10 - 22 に定めるところによることとなる。 （公開特定株式に該当するかどうかの判定） 37 の 13 の 3 - 2 措置法第 37 条の 13 の 3 第 1 項の規定の適用対象となる特定株式とは、居住者等が平成 12 年 4 月 1 日から上場等の日(同項に規定する上場等の日をいう。以下この項において同じ。)の 3 年前の日の前日(同日が平成 17 年 4 月 1 日以後の日であるときには、同年 3 月 31 日)までの期間内に払込みにより取得をした特定株式で、その上場等の日においてその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間が 3 年を超えるものをいう(以下この項において当該特定株式を「公開特定株式」という。)のであるが、居住者等が公開特定株式を取得している場合において、当該居住者等がその有する同一銘柄株式のうちの一部を譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。)したときの当該譲渡した株式が公開特定株式に該当するかどうかの判定については、次の点に留意する。 (1) 当該上場等の日の前日における特定残株数が、当該公開特定株式数を超える場合には、当該上場等の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内における特定残株数は、当該超える数を当該特定残株数から控除した数とされ、この場合の当該控除した数に係る当該特定残株数は、当該公開特定株式に係るものとされること。 (2) 当該上場等の日の前日における特定残株数が、当該公開特定株式数を超えない場合には、当該上場等の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内における特定残株数は、当該公開特定株式に係るものとされること。 措置法第 37 条の 14 の 2 《特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係 （購入の範囲） 37 の 14 の 2 - 4 ・ ・ ・ ・ ・ 同条第 2 項、措置法令第 25 条の 13 の 2 第 2 項第 4 号及び措置法規則第 18 条の 15 の 4 第 3 項の規定により、・ ・ ・ ・ ・。	（新 設） 措置法第 37 条の 14 の 2 《特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係 （購入の範囲） 37 の 14 の 2 - 4 ・ ・ ・ ・ ・ 同条第 2 項、措置法令第 25 条の 13 の 2 第 2 項第 4 号及び措置法規則第 18 条の 15 の 2 第 3 項の規定により、・ ・ ・ ・ ・。

改 正 後	改 正 前
(払込みの範囲) 37 の 14 の 2 - 5 同条第 2 項、措置法令第 25 条の 13 の 2 第 2 項第 4 号及び措置法規則第 18 条の 15 の 4 第 3 項の規定により、.。 (1) (2) (3) (新株予約権付社債のその新株予約権の行使による取得の範囲) 37 の 14 の 2 - 6 その転換権の行使による上場株式等の取得は、措置法規則第 18 条の 15 の 4 第 3 項第 3 号の規定により、.。 別表 ○ 取得対価の額を証する書類 (措置規 18 の 15 の 4) <u>附 則</u> (経過措置(1)・・・長期所有上場特定株式等の 100 万円特別控除の特例についての取扱い) <u>所得税法等の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 8 号)附則第 77 条第 3 項の規定により平成 15 年 3 月 31 日までの間に適用があるとされる旧租税特別措置法第 37 条の 10 第 6 項《長期所有上場特定株式等の 100 万円特別控除の特例》の規定の適用に関する取扱いについては、改正前の例によることに留意する。</u> (経過措置(2)・・・源泉徴収選択口座での源泉徴収方法についての取扱い) <u>この通達による改正後の 37 の 11 の 4 - 1 及び 37 の 11 の 4 - 2 の取扱いは、平成 16 年 1 月 1 日以後の譲渡等について適用し、平成 15 年中における譲渡等については、改正前の 37 の 11 の 4 - 1 から 37 の 11 の 4 - 4 までの取扱いを適用する。</u>	(払込みの範囲) 37 の 14 の 2 - 5 同条第 2 項、措置法令第 25 条の 13 の 2 第 2 項第 4 号及び措置法規則第 18 条の 15 の 2 第 3 項の規定により、.。 (1) (2) (3) (新株予約権付社債のその新株予約権の行使による取得の範囲) 37 の 14 の 2 - 6 その転換権の行使による上場株式等の取得は、措置法規則第 18 条の 15 の 2 第 3 項第 3 号の規定により、.。 別表 ○ 取得対価の額を証する書類 (措置規 18 の 15 の 2) (新 設) (新 設) (新 設)